

松本市農業再生協議会役員等の日当及び費用弁償に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、松本市農業再生協議会（以下「市協議会」という。）規約第12条の規定に基づき、市協議会の役員及び委員（以下「役員等」という。）の日当及び旅費等の費用弁償の額及びその支給方法に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（日当の額）

第2条 役員等に支給する日当は、別表1に定める額とする。ただし、地方公共団体の長、助役、常勤職員、公益法人の常勤職員についてはこれを支給しない。

2 前項の額については、松本市特別職の職員の給与及費用弁償に関する条例の規定を準用する。（別表1）

（費用弁償）

第3条 役員等が市協議会等に出席するため、又は市協議会の職務を行うために出張した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の額については、松本市職員の旅費等に関する条例の相当規定を準用する。（別表2）

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか市協議会役員等の日当及び旅費に関して、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。

2 この規程は、平成27年6月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

3 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

職 名	日 当	
	日 額	2時間未満の額
	円	円
役員及び委員	7,600	5,300

別表2

旅費の種類	費用弁償の支給基準等
鉄道賃	路程に応じ旅客運賃
車賃	路程に応じ実費（バス代相当）
	1キロメートル当りの定額 （キロ37円：キロ未満は端数切捨て）

○松本市職員の旅費等に関する条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、法令に特別の定めがある場合の外公務のため旅行する市職員等に対して、支給する旅費等の額及びその支給方法について定めることを目的とする。

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費により支給する。

10 市の車で旅行するときは、鉄道賃又は車賃は支給しない。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情によりこの方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費（概算払にかかる旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者は、別に定める請求書により手続を取らなければならない。

2 概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後速かに当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、速かに別に定める返納書により当該過払金を返納させなければならない。

（車賃）

第13条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要により、又は天災その他やむを得ない事情によって、定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合にはその実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、路程1キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。